

令和元年度

退職準備説明会

(年金について)

裁判所共済組合東京支部
東京高等裁判所会計課共済組合第三係

老齢年金の種類

共 濟 年 金	厚 生 年 金
平成27年9月まで	平成27年10月から

3階 ① 職域加算額	④ 退職等年金給付
2階 ② 厚生年金相当額	② 報酬比例額
1階 ③ 国民年金（老齢基礎年金）	

各年金の受給時期

- ① 職域加算額(平成27年9月までの分)
・受給権が発生するともらえる
- ② 厚生年金相当額 → 報酬比例額
・受給権が発生するともらえる
- ③ 国民年金(老齢基礎年金)
・65歳からもらえる
- ④ 退職等年金給付(平成27年10月以降の分)
・65歳に達していて退職している場合にもらえる

年金請求手続の基本的な流れ

- 1 退職時の手続
- 2 受給権発生時の手続
- 3 65歳到達時の手続
- 4 65歳到達後の手続
- 5 再任期間満了で退職する時の手続

1 退職時の手続

退職後引き続き再任用される場合は
特段の手続はありません。

退職する場合は、
退職届を提出していただきます。

2 受給権発生時の手続

特別支給の老齢厚生年金の請求

(1) ターンアラウンド請求書
(支給開始年齢到達日の3か月前頃に
送付される)

(2) 請求時に添付する書類

(3) 注意事項

3 65歳到達時の手続

- (1) 本来支給の老齢厚生年金の請求
ハガキ形式の請求書
(65歳到達日の2か月前頃に送付される)
- (2) 国民年金の請求
加入制度の違いにより請求先が
変わります。

4 65歳到達後の手続

退職等年金給付の請求

- (1) 退職後に65歳に到達
65歳到達後に連合会から請求書が
自宅に送付される
- (2) 65歳到達後に退職
退職届が連合会に届いてから請求書
が自宅に送付される

5 再任用満了時の手続

退職届（年金受給権者用）の提出

提出の効果

年金の一部支給停止の解除

年金額の改定

退職等年金給付の請求書送付

個人の希望による手続

1 繰上げ請求

2 繰下げ請求

3 繰上げと繰下げの損得

1 繰上げ請求

年金の支給開始時期を1月単位で60歳まで早められる

(1) メリット

- ・請求後すぐに年金を受給できる

(2) デメリット

- ・生涯減額される(1月当たり0.5%の減額)
- ・全ての年金を繰り上げなければならぬ
- ・撤回できない

2 繰下げ請求

65歳からの年金を1年以上5年まで1月単位で支給開始時期を繰下げができる

(1) メリット

- ・年金額が増額される(1月当たり0.7%増額)
- ・各年金をそれぞれ好きな期間繰下げ可能

(2) デメリット

- ・65歳から支給開始までの間は収入がない
- ・請求前に死亡した場合は年金を受給できない
- ・加給年金は繰下げ加算の対象外
- ・配偶者への振替加算がされない場合がある
- ・自ら請求書等を取り寄せる必要がある

3 繰上げと繰下げの損得

生涯に受け取れる年金額で比較した場合

繰上げが有利なのは、75歳まで

繰下げが有利なのは、81歳以降

その他お知らせしておきたいこと

1 長期加入者特例（44年特例）

2 在職中の一部支給停止

例 65歳未満で 年金額が150万円(月額125,000円)
年収(賃金)が480万円(月額400,000円)の場合
(賃金月額+年金月額-28万円)÷2
=(400,000円+125,000円-280,000円)÷2=122,500円
一部支給停止額が月額で122,500円となるため月額2,500円
(年額で3万円)の年金が受給できます。

年金の支給開始時期

受給権発生日の翌月分から支給開始

支給される年金の額は年額の12分の1が月額となり、各偶数月の15日にそれ以前2か月分の年金が支給

例：昭和34年6月15日生まれの場合

令和4年6月14日に64歳に到達して特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生

→ 請求をすれば令和4年7月分から年金支給

7月分は8月15日に支給

8月分及び9月分は10月15日に支給

※在職中の場合は、一部支給停止となるため、差額がある場合はその額が支給される

年金支給額について

・ねんきん定期便(毎年誕生日送付)

受給見込額が記載されている

・連合会への試算依頼

書面による依頼

年金情報提供サービスによる試算

年金に関する相談

KKR年金相談ダイヤル

0570-080-556(ナビダイヤル)

03-3265-8155(一般電話)

受付時間 9:00~17:30(土日祝日, 年末年始以外)

(電話が混み合う時期等)

- ・月曜日など休日明けの午前中
- ・年金の定期支給日の前後1週間程度
- ・10月, 1月, 6月(通知書等の発送時期のため)

※週の後半や夕方(16:00~17:00)などは比較的つながりやすい

※問い合わせの際には、「年金証書記号番号」、「基礎年金番号」または
「長期組合員番号」が必要

お疲れさまでした

以上で年金の説明を終わります。

年金の制度などについては本日配布しました

- ・退職準備説明会資料(第4章)
- ・知りておきたい厚生年金・退職等年金給付
をご覧ください。